

特定非営利活動法人

器 樂 劇 協 会

定 款

制定 2000年 6月24日  
改定 2003年 6月29日  
改定 2004年 9月29日  
改定 2012年10月21日  
改定 2014年 2月22日  
改定 年 月 日

# 特定非営利活動法人 器楽劇協会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人器楽劇協会と称する。(以下「本協会」という。)

2 本協会の英語名は、Instrumental Music and Drama Associationとする。

### (事務所)

第2条 本協会は、事務所を神奈川県相模原市に置く。

### (目的)

第3条 本協会は、器楽の演奏家が舞台上で演奏と演技を行って物語を展開させていく舞台芸術を「器楽劇」と定義し、かかる器楽劇に関する活動を行う不特定多数の個人又は団体を対象に各種媒体を通じて情報提供、助言その他の支援を行うと共に、器楽劇演奏家、器楽劇団を育成し、器楽劇を音楽劇の一形式として確立し普及させ、もって音楽、美術、演劇をはじめとする文化、芸術の振興、国際交流の促進等の公益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 社会教育の増進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 本協会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に関わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 器楽劇に関する調査研究
- (2) 器楽劇に関する資料等の紹介、提供及び宣伝
- (3) 演奏家の育成、ワークショップの開催を含む器楽劇に関する教育
- (4) 器楽劇に関する助言その他の支援
- (5) 器楽劇を通しての国際文化交流
- (6) 関係機関及び団体との連絡並びに協調
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 本協会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会し、本協会の活動に主体的に関与する個人及び団体
- (2) 賛助会員 本協会の目的に賛同して入会し、主に資金の提供により本協会の活動を助成する個人及び団体

### (正会員の入会)

第7条 正会員の入会について、第6条第1号に定める他は、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとする。
- 3 理事会は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事会は、第2項の者の入会を認めないとときは、速やかに本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 (欠条)

### (賛助会員の入会)

第9条 賛助会員の入会について、第6条第3号に定める他は、特に条件を定めない。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとする。
- 3 理事会は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事会は、第2項の者の入会を認めないとときは、速やかに本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第10条 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が解散、破産したとき、又はその他の事由により活動を1ヶ月以上停止したとき。
  - (3) 除名されたとき。
  - (4) 本協会が第53条の定めにより解散したとき。
- 2 賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が解散、破産その他の事由により通常の活動を1ヶ月以上停止したとき。
  - (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。
  - (5) 本協会が第53条の定めにより解散したとき。

(退会)

第12条 正会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

2 賛助会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款、細則又は総会の議決に違反したとき。

(2) 本協会の目的趣旨に反する行為があったとき。

(3) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の運営に支障を及ぼすと認められたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第14条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

2 前2条の規定により、退会又は除名された者は、本協会の資産についていかなる請求権も有しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第15条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上

(2) 監事1人以上

2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長は、理事会において選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本協会の役員になることができない。

5 監事は、理事又は本協会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第17条 理事長は、本協会を代表し、その業務を統括する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、他の理事がその職務を代行する。

3 理事長を除く理事は、代表権を有しない。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本協会の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、本協会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本協会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第18条 役員の任期は、就任後第2回目の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第22条 本協会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 本協会の解散又は合併
- (3) 事業計画及び予算並びにそれらの変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他、理事会により付議された事項

（総会の開催）

第25条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
  - (3) 監事が第17条5項4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに各正会員に対し通知しなければならない。

（総会の議長）

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第30条 各正会員は、1個の表決権を有する。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも3日前までに各理事に対し通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の理事長を含む過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事は、1個の表決権を有する。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

### (構成)

第40条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産区分)

第41条 本協会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (管理)

第42条 本協会の資産は、理事会が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

## 第6章 会計

### (会計の原則)

第43条 本協会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計区分)

第44条 本協会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業年度)

第45条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第46条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会は、その議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第48条 (欠条)

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会は、その議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 本協会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 本協会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 本協会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由により本協会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 本協会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会において議決したものに譲渡されるものとする。

(合併)

第55条 本協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第57条 本協会に、本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、理事会が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第10章 雜 則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会がその議決を経て別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、本協会の成立の日から施行する。
- 2 本協会の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 本協会の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、本協会の成立の日から設立当初の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。
- 4 本協会の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、本協会の成立の日から2001年3月31日までとする。
- 5 本協会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本協会の設立当初の入会金及び会費は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	(ア) 個人	入会金： 1,000円	会費： 年 1,000円
	(イ) 団体	入会金： 10,000円	会費： 年 10,000円
(2) 賛助会員	(ア) 個人	入会金：なし	会費： 1口 1,000円 年 1口以上
	(イ) 団体	入会金：なし	会費： 1口 10,000円 年 1口以上

### 別 表 設立当初の役員

役職名	氏 名
-----	-----

理事長	櫻木 正章
理 事	相佐 健吾
理 事	田中 克樹
監 事	小山 剛史

附 則

この定款は、 年 月 日から施行する。